

「テレワーク」をスタート

まずは可能な部署や職種からの導入で、組織の強化を進めませんか？



災害時の被害最小化と早期復旧 非常時の早期対策と事業継続

災害発生時や避難が必要となった場合、テレワークできる体制が進んでいるほど、事業の早期復旧や事業の継続性が高まります。日常からテレワークの活用やいつでもテレワークに切り替ええる設備やルールの準備が事業継続性を高めます。



仕事と生活の両立が安心感を生み、 生産性の向上へ

子の看護や介護など自宅に居なければいけない従業員も、テレワークができれば普段どおりに仕事を進めることができます。また、通勤時間の削減は、仕事と生活の調整や融通の幅が大きく広がり、従業員のモチベーション向上が図れます。



ランニングコストの 削減につながる

多くの書類や手続きがオンライン化され、書類の複製や保管の手間が激減するほか、どこからでも承認や決裁ができるようになります。また、オンライン会議の活用は通勤手当、旅費交通費、会議費、消耗品費、地代家賃など多岐に渡る費用の削減につながります。



人材の離職防止 新たな採用方法が実現

育児・介護・自身の療養のために出勤が困難になった従業員や、通勤範囲外へ引っ越しする従業員の継続雇用も可能になります。さらに、遠方に居住している人材の雇用も視野に入れた人員計画の実現も可能になり、経営の選択肢も大きく広がります。

<< 初期導入に必要な負担軽減の助成金活用を >>

厚生労働省 働き方改革推進支援助成金（詳細はホームページをご覧ください）

2020.6.8現在

	テレワークコース	新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース
対象となる中小企業事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●テレワークを新規で導入する中小企業事業主 ●テレワークを継続して活用する中小企業事業主 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●テレワーク用通信機器の導入・運用 ●就業規則・労使協定等の作成・変更 ●労務管理担当者に対する研修 ●労働者に対する研修、周知・啓発 ●外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ●テレワーク用通信機器の導入・運用 ●就業規則・労使協定等の作成・変更等
上限額	補助率: 3/4 1企業当たりの上限額: 300万円	補助率: 1/2 1企業当たりの上限額: 100万円
申請締切	令和2年12月1日(火)	令和2年9月30日(水)

お問い合わせは
テレワーク相談センターへ

テレワーク 相談

検索

www.tw-sodan.jp

☎ 0120-91-6479

受付時間(祝祭日を除く) 平日:9時~17時

✉ sodan@japan-telework.or.jp

働き方改革推進支援助成金テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である(一社)日本テレワーク協会により行われています。本チラシに記載の内容は事前の予告なく変更になる場合がございます。最新については厚生労働省のホームページをご覧ください。